

小河・刈谷城主としての水野信近

松島周一

はじめに

織田信長や徳川家康が尾張・三河の地を舞台として活躍していた頃、両国の国境地帯にまたがる大勢力を誇っていたのが水野信元である。信長の同盟者として、西三河で勢力を拡大する今川氏と戦った人物であり、また家康にとっては伯父にあたる存在で、信長との同盟を仲介したとも、三河一向一揆に際して家康を援助したともいわれている。愛知県域の歴史を作り上げてきた人々の中でも、重要な存在の一人といつてよいであろう。その拠点となっていたのは尾張の小河である。現在は東浦町の緒川であり、このように地名の表記はさまざまであるが、以下の本文では従来の研究でもよく用いられる小河の表記に統一していく。また、のちになると三河の刈谷（これも史料などではさまざまな表記がなされているが、本文では刈谷の表記に統一する）もその支配下に入っていた。

ただ、この信元は天正三年（一五七五）末に信長によつ

て殺害されてしまう。その一族のちに豊臣秀吉や徳川家康によって大名とされ、近世に残っていくものの、信元やその周辺に関しては記録や記憶が混乱することとなり、近世の諸系図などにも矛盾が残されていくことになった。

そうした水野氏を本格的に歴史研究の対象として分析し、今日の研究水準につづく多くの歴史像を提示したのが新行紀一氏である。特にその執筆にかかる『刈谷市史 第二巻 本文（近世）』（以下、『刈谷市史』と略記する）の第一章「水野氏の時代」は、現在にいたるまで、水野氏研究の最もスタンダードな文献としての位置を占めているといつてよいであろう。新行氏の研究の中でも、特に重要なポイントとなるのは、近世以来の混乱した水野氏の系図から、小河と刈谷の主要な二系統を見出したことである。新行氏によれば水野信元は小河水野家の当主なのであり、これが水野氏全体の惣領家となる。刈谷は信元の弟である信近が養子に入るが、桶狭間の戦いのあと、混乱の中で殺害され、信元が刈谷をも自らの支配下に組み込んでいく。こ

うした歴史像が描かれたことによって、以後の研究は安定した水準を共有することが可能になったのである。

そののちも、新行氏の成果を批判的に継承し、あるいはそれに反論を加える形で、水野氏研究は進展してきたと思われる。たとえば横山住雄氏は織田信秀の三河進出、その過程での今川氏との対立関係の中に水野氏の足跡を位置づけようとする視角から、信元と信近を同一人とみるなどの独自の歴史像を示している。また、井口友治氏は新行氏が近世の文献などにも依拠しているとして、より同時代史料を重視することを主張し、信近在小河の城主であるとともに、その没後に信元が小河の実力者となっていたとの、新行氏とは逆の系図を描くことになった。近年では、水野智之氏がこれまでの諸研究を整理し、次の研究段階への基礎固めを行なっている。筆者は水野氏の研究史については詳しい者ではないが、こうした諸研究に導かれることで、多少の考察を進めることができると考えている。その際に、水野信元の弟としてさまざまに言及され、位置づけられてきた信近を改めて重視してみること、論点を深めてみたいと思う。

一、小河水野家における信元の活躍

基本的な事実関係から入っていくと、小河の水野家で信元が活躍していたこと自体は確認できる。特に、さまざまな合戦の場で小河水野家の中心人物として登場してくるのは信元である。

【史料一】

去程に、駿河衆岡崎に在陣候て、鳴原の山岡構攻干乗取、岡崎より持つ、け、是を根城にして小河之水野金吾構へ差向、村木と云所、駿河より丈夫に取出を相構、駿河衆榊籠候、……為御後卷、織田上総介信長、可為御発足の旨候、……其日（正月廿二日）ハ野陣を懸させられ、直に小川へ御出、水野下野守に御参会候て、……

（一）内は松島の注記。以下同】

『信長公記』に載せられた、天文二十三年（一五五四）一月の村木砦の戦いの記事である。今川勢が三河から尾張に進出し、小河の水野家を攻める態勢をとった時、信長が駆けつけ、信元とともに今川勢が立て籠もる村木砦を攻めて、激戦の末に降伏させた戦いであった。ここでの小河水

野家の中心は水野金吾一水野下野守である。小河の水野家当主は右衛門大夫を名乗り、下野守に任官するなどしていったようで、十五世紀末から十六世紀初めの頃の当主であった水野為則はこれに該当する。その孫の忠政も右衛門大夫を名乗っていた。⑤金吾は衛門府やその督・佐などの唐風な呼称であるが、それが『信長公記』では、水野家当主のおそらく私的な名乗りであった右衛門大夫への敬意の表現として、やや大袈裟に用いられたものである。信長が活躍していたこの頃に、水野家で下野守と呼ばれていたことが同時代史料から確認できる者は、信元だけである。⑥『信長公記』のこうした記事は、江戸時代に編纂された諸文献以上に重視されなければならないであろう。

また、『信長公記』では「天理大学附属天理図書館所蔵本」だけに見える記事であるが、永禄三年（一五六〇）の桶狭間の戦いの前段階として、鳴海城や大高城を封鎖するために配置された織田勢の中に

【史料二】

……黒末之川ノ向、鳴海・大高間を取切、二ヶ所丈夫ニ拵、丸根山ニ、佐久間大学入置、鷺津山ニ、飯尾近江守・同隠岐守・織田玄蕃、大高之南大野小河衆被置、……⑦

この「大高之南大野小河衆被置」が天理図書館本の独自記事である。小河の水野勢が信長の配下として大高城の南に布陣していたというのである。それを率いていたのは誰であろうか。桶狭間の戦いの時、小河と刈谷の水野家のうち、刈谷には水野藤九郎がいたことが知られている。今川勢が敗れたあと、鳴海城から撤退する岡部元信によって討ち取られた人物である。この人物は従来から信元の弟である水野信近として認識されてきた。近世の編纂物で史料としての扱いには慎重さも求められるが、『武徳編年集成』が「参州刈屋」で落命した者を「水野信近」としていることなどが参照されてきたようである。それに対する異論もあるが、⑧この時の刈谷水野家の当主を誰と見なすにしても、少なくともそれを信元に比定することは難しい。これまで信元の名乗りを藤九郎とするような史料は、同時代のものにせよ、後世の編纂物にせよ、一切見出されていないからである。信元は、それとは別に「小河衆」を率いていた人物として位置づけるしかない。

これらを前提とすれば、江戸時代に入ってから文献であり、まだ書誌学的な検討も今後の課題となるものではないが、次の『松平記』の記事なども、十分に信頼に値すると思う。

【史料三】

……小川水野下野守ハ織田方、松平元康ハ水野ヲイ
(甥)ナレ共駿河方、伯父甥ノ衆、石力瀬ト云処ニテ度々
合戦在之、……

これは、永祿元年（一五五八）の尾張における松平一族の活躍に懸ける形で載せられている記事であるが、小河の当主は下野守すなわち信元なのである。

ある意味単純な、こうした戦乱の時に小河水野家を率いる立場に誰がいるのか、という視角に立つと、信元を小河水野家の当主として捉えることに疑問の余地はないように見える。ただ、これは井口氏が鋭く指摘していることであるが、信元が小河水野家の中心として活動したことを示す同時代史料は、天文二十一年（一五五二）以降のものしか見出されていないのである。史料の残存状況という難しい問題が絡んでくるのではあるが、少なくとも現在われわれが得ることのできる史料からでは、それ以前に遡って信元の小河水野家当主としての足跡を確認することは困難というものが、最も正確な表現となるであろう。そうであるからこそ、今後の議論の精度をあげるためにも、乏しい同時代史料の検討を、われわれは厳密に進めなければならないのである。

二、小河水野家の信近

新行氏が『刈谷市史』で提示した歴史像への批判がなされる場合、最も重要な史料として挙げられるのは次のものである。確かに水野氏研究にとつては貴重な情報を含むものであるが、新行氏は取り上げていない。『愛知県史』においても採録されてはいなかった。

【史料四】

小川 緒川とも書

入梅神社、神名帳ニ入梅從二位大明神、或時、予、社の棟札をおろして拜見つかふまつりけるに、文字き
(消)へてきた(定)かならず、そのあら(露)はに
のこ(残)れるはかり書畢、

奉造立御神殿壹宇檀那衆 伍貫文 水野十郎左衛門信近

天文十三年甲辰十二月 私曰右門大夫忠政死去之翌年也

「キエテ」 不見

貳貫文「仙仙千代かしかれば広忠公御幼名也、年月相違可尋、

……」

これは『尾陽雜記』卷之七の部分に写されている。『尾陽雜記』は近世に成立した尾張各地の地誌である。筆者は

その書誌について無学であるが、成立期や作者も必ずしも確定していないようである。⁽¹⁰⁾すなわち書誌的な研究はまだ進んでいない文献といえよう。近世の地誌類には、時として玉石混淆の史料採録がなされることもあるが、今日のわれわれにとつては、何よりもこうした現存しない史料を筆写して残してくれたことが貴重である。ここでは五行目までが筆写した『尾陽雜記』作者の注記となる。これをみると、雨風にさらされた棟札であったためか、江戸時代にはすでに判読できない部分が多くなっていたらしい。

問題になるのは六行目からである。この棟札は天文十三年（一五四四）十二月のものであった。小河にある入梅神社の神殿造営にあたり、檀那として費用を寄進した者の筆頭が「水野十郎左衛門信近」となっている。ここからは、信近が小河水野家の当主であったとの、新行氏への強い反証が見出されることになる。

この史料の重要性は改めていうまでもなく、これに従えば、少なくとも天文十三年の小河において、水野家の主要な立場に信近が立っていたことは確実になる。さらに、この天文十三年には「水野十郎左衛門尉」が周辺の勢力から有力者として認識され、交渉しあっていたことも間違いない事実であるが、その人物が信近であったことも確認されることになる。

これまで知られている「水野十郎左衛門尉」の史料を挙げておく。

【史料五】

厥以後無音、非本意存候、仍一昨日及合戦切崩、討取候頸注文、水十（水野十郎左衛門尉）へ進之候、可有御伝語候、其方様御様躰、雖無案内候、愚意令申候、此砌松次三（松平次郎三郎）広忠、被仰談、御家中被固尤候、是非共貴所御馳走簡要候、然者申談、近年織弾（織田彈正忠信秀）任存分候遺趣、自他可申頭候、岡崎之義、御不和可然候、尚期来信候、恐々謹言、

九月廿三日

利政（花押影）

安心軒

瓦礫軒（玉床下）

【史料六】

先度以後可申通覚悟候処、尾州（尾張の織田氏）・当国（美濃の斎藤氏）執相ニ付而、通路依不合期、無其義候、御理瓦礫軒・安心迄申入候、参着候哉、仍一昨日辰刻、（土岐）次郎・朝倉太郎左衛門（教景）・尾州織田衆上下具足数二万五六千、惣手一同至城下手遣仕候、此方雖無人候、罷出及一戦、織田彈正忠（信秀）

手へ切懸、数刻相戦、数百人討捕候、頸注文進候、此外敗北之軍兵、木曾川へ二三千溺候、織弾六七人召具罷退候、近年之鉢、御国(尾張)ニ又人もなき様ニ相働候条、決勝負候、年来之本懐此節候、随而此砌、松三(松平広忠)へ被仰談、御国被相固尤存候、尚礫軒可有御演説候、可得御意候、恐惶謹言、

九月廿五日

秀元(花押影)

水野十郎左衛門殿人々御中

【史料七】

此方就在陣之儀、早々預御折紙、畏存候、爰許之儀、差儀無之候、可被御心安候、先以其表無異儀候由、尤存候、弥無御油断、可被仰付儀肝要候、尚林新五郎(通勝)可申候、恐々謹言、

閏十一月十一日

織田彈正忠

信秀

水野十郎左衛門尉殿御返報

「水野十郎左衛門尉」に関わる史料はもう一点あるが、それはあとで改めて検討したい。ここに挙げた三通を見ていくと、いずれも書状で年は書かれていない。しかし、すべて天文十三年(一五四四)に比定することでこれまで異論は出ていないし、筆者もそれに従う。それはまず、この

年に連歌師の宗牧が京都から駿河に赴いた際の紀行文である『東国紀行』に

【史料八】

……天文十三年の秋、長月廿日あまり、都を別れたり、……友軌、平手(政秀)かたまたてつか(遣)ハして内議申たれば、今度於濃州、不慮の合戦勝利をうしなひて、彈正忠(織田信秀)一人やうく無事に帰宅、無興散々の折ふしなから、早々まかり下るへきのよし返事あり、……翌日、霜台(織田信秀)に見参、朝食已前、女房奉書・古今集など拝領、今度不慮の存命もこのためにとてそ有ける、家の面目不可過之など、敗軍無興の気色も見えず、……

とあることから推測ができる。宗牧は旅の途中、信秀が禁裏修理のための費用を献上したことに對する礼物を届けようように天皇側から依頼されており、十一月に信秀のもとを訪ねたのである。さらに『信長公記』の首巻には

【史料九】

去て備後(織田信秀)殿八国中憑み勢をなされ、一ヶ月ハ美濃国へ御働、又翌月ハ三川の国へ御出勢、或時、

九月三日、尾張国中の人数を被成御憑、美濃国へ御乱入、在々所々放火候て、九月廿二日、斎藤山城道三(居)、城稲葉山山下村々推詰焼払、町口まで取寄、既及晚日申剋ニ、御人数被引退、諸手半分斗引取候所へ、山城道三ト南へ向て切か、り、雖相支候、多人数くつれ立の間、守備事不叶、……歴々五千斗討死也。(註)

とみえる。こちらは年次が記されていないが、史料五・六・八と突き合わせる事によつて、これが天文十三年の九月二十二日の出来事であつたことが、ほぼ確実に比定できると思われる。このようにみえてくると、史料五・六は美濃における織田信秀の敗北をうけて、斎藤道三が信秀打倒のために三河の松平広忠との連繫を模索していたものであることがわかる。この壮大な戦略構想のキーマンとして位置づけられていたのが水野十郎左衛門尉すなわち小河水野家の中心である信近なのであつた。それは信近在従来から松平氏と近い関係にあつたことが知られていたためであらう。ただ、それは信近個人というよりも、父の忠政までの小河水野家全体の方針であつたと思われ(註)る。

一方、史料七についても、文面からは信近在わざわざ信秀の様子を問い合わせていたことが分かる。それに対して「爰許之儀、差儀無之候、可被御心安候」と信秀が強調

しているのも、その直前の美濃での大敗があつたためであらう。小河水野家は、ちょうどこの天文十三年頃、それまでの親松平の方針を、親織田へと切り替へたとされる。(註) 信近や信元の父である忠政の没年は、近世の系図類から天文十二年(一五四三)とされており、それについての異説はこれまで出ていない。代替わりとともに、小河水野家の方針は転換されたのであつたが、それは従来いわれてきたような信元による転換というよりも、信近によるものと修正した方がよいであらう。そうした時期であつたからこそ、信近は織田家の軍事力が大敗のあとでも維持されているのかなど確かめたいことが多く、様子を窺うような見舞いの書状を送つたのであらう。史料七はそれに対する信秀の返書なのである。

史料四は、このように織田信秀、斎藤道三、松平広忠などの有力者たちが鎬を削っている東海地域の戦国時代にあつて、確かな存在感を示しつつ活動していた人物が、小河水野家の信近であつたことを浮き彫りにするための鍵となるような史料なのである。

三、刈谷水野家の信近

一方、この天文十三年前後の頃にはまだ、刈谷水野家で

は守忠が当主として健在であった。

【史料十】

小垣江藏屋敷之事、明眼寺為寺中、永代奉寄進候、不入^二申合候間、諸役并陣取狼藉之儀、不可有之者也、仍為後日寄進之状如件、

水野藤九郎

天文拾四年乙巳三月十五日

守忠（花押）

明眼寺参⁽²⁾

これらを見ると、少なくとも天文十三年頃については、小河の信近と刈谷の守忠というそれぞれの水野家の当主が並び立つ状態であったことが理解される。

ただ、注意が必要なのは、これによって直ちに『刈谷市史』における新行氏の見解が否定されるわけではないことである。この問題について、筆者が新行説のポイントになると思う点は、信近が小河水野家から刈谷水野家に養子に入った、としている点であろう。それが事実であったと確認できれば、時期の推移によって、もとは小河にいた信近が、そののち守忠にかわって刈谷で水野家を率いていた（小河では代わって信元が中心となった）としても、矛盾は生じないのである。もちろん、天文十三年の段階で信近が小河の当主といえるような立場にあったのならば、そのあと

彼が、いかに一族とはいえ、他家に養子に行くことなど起こり得るのかという疑問も出てくるであろう。その意味でも、信近の足跡を史料によって跡付ける努力が、水野氏の研究では重要な意味をもつことになる。特に、同時代史料での確認が（可能であれば）必要である。

そうした視点に立つ時に問題になるのは、刈谷水野家の当主が継承したという名乗りである。それは「藤九郎」や「和泉守」などであり、十六世紀はじめ、永正から大永年間の頃に刈谷水野家の当主であった近守は、同時代史料によってそうした名乗りを確認することができる。永正十七年（一五二〇）に連歌師の宗長が著した『老葉集』には「三河国水野藤九郎近守」とあり、大永五年（一五二五）二月の楞嚴寺への寄進状は「水野和泉守近守」からの差出となっているのである。また、近守を嗣いだ守忠も「藤九郎」と名乗っていたことは前掲の史料十から確認できる。しかし、肝腎の信近については、これまでそうした史料が挙げられることはなかった。桶狭間の戦いのあと、刈谷で討ち取られた「水野藤九郎」を信近であると示している史料は、前記したように近世の『武徳編年集成』くらいしか見出されて来なかったのではなからうか。新行氏が『刈谷市史』で提示された水野氏の歴史像は、重厚なものであったが、このように刈谷の信近を確認する点で課題を残していたと思

われる。

以上のような問題を検討していく上で、筆者は次の史料に注目したい。

【史料十一】

定

祐福寺并寮舎

- 一、濫妨狼藉并伐竹木、不可陳取之事、
 - 一、兵糧米・津錢并諸課役、不可申懸之事、
 - 一、不謂敵味方、越物已下不可改之事、
 - 一、俵物等出入、不可相留之事、
 - 一、寺中引得之田地等、不可有違乱之事、
- 右条々、於末代不可有相違、若当年面々於令違犯者、可処嚴科者也、仍而如件、

天文廿年辛亥五月日

水野藤九郎

清近（花押影）

これは祐福寺（東郷町）に出された禁制の写しである。こうした禁制が出されていることの意味はあとで考えたい。ここではまず、差出人をみていく。「水野藤九郎清近」とあるが、その苗字と名乗りは、この人物が明らかに刈谷

水野家の、それも当主といつていい立場に示している。しかも天文二十年（一五五一）という、ごく限定された時期に、である。この禁制は刈谷水野家の歴史を辿るための不可欠の材料になると思う。しかし、これまで水野氏一族の中で「清近」という名前の人物はまったく知られていないのである。そのためか、筆者の知る限り、従来はこの史料が水野氏と関わって取り上げられることは無かったようである。

この史料を扱う上で注意が必要なのは、これが原本ではなく写であることであろう。それは、文字によっては誤写の可能性もあるということに他ならない。その場合、直ちに想起されるのは、「清」と「信」が、くずし字になると似通って見えることである。「水野藤九郎」とある以上、ほぼ断定してよいと考えるが、この差出人の名前は水野信近の誤写である。筆者の考えでは、信近在刈谷水野家を嗣ぎ、その家の当主としての名乗りを持つようになっていたことが、この史料によって確認されたことになる。この天文二十年頃からあとの信近と刈谷水野家の様相は、新行氏が『刈谷市史』で示した歴史像と主要な部分で重なってくるものである。

すると、繰り返しになるが、天文十三年段階では小河水野家の中心人物として、斎藤道三や松平広忠、織田信秀た

ちと関わり合う存在であった信近は、その数年後には小河ではなく刈谷水野家の当主となっていたのである。史料十では天文十四年に守忠が刈谷水野家の当主であったことが分かるから、信近の刈谷入りはそれよりもあとのことであつた。一方、史料一でみたように天文二十年代になると、小河水野家では信元が中心になって、織田と今川・松平の間で軍事的活動を展開している。すなわち、信近は小河の当主でありながら、天文十年代の後半の頃、その家からは離れ、別の家である刈谷の当主の座を嗣いでいたことになる。あり得ないことのようにも、これが事実である。

このように、史料十・十一によつて、天文十四年から二十年の間に信近が刈谷水野家の当主となつていたことがみえてくるのであれば、新行氏が指摘された天文十九年(二五五〇)の意味がより際立ってくるのではなからうか。

【史料十二】

奉寄進大溪堅雄禪定門日靈供田事

……

右、此年貢米を五俵宛納所申候、当年より此分小作職

共ニ渡申所如件、

水野藤九郎代牛田源五

天文十九年庚戌二月六日

守次(花押影)

陵厳寺御長老忍甫様

(参)

刈谷水野家が「大溪堅雄」との戒名を持つ者への供養の

田地を楞厳寺(刈谷市)に寄進したことを示す文書であり、日付が天文十九年三月六日である。「大溪堅雄」は、近世の系図類から、天文十二年に没した小河水野家の忠政を指すことが知られている。なぜ、この時期に、刈谷水野家から小河水野家の亡き先代のために、こうした寄進がなされたのか。新行氏は「この頃に忠政次男の藤四郎信近を養子として藤九郎と改名させたからであろう」と鋭く指摘した。⁽²³⁾この史料を信近の刈谷水野家入りへの過程として、すなわち刈谷側が小河側に接近する姿勢を露わにする必要が出て来た段階のこととして位置づけることは従うべき見解であると思う。ただし、それがこの天文十九年のうちに直ちに実現していたことであるかどうかは検討を要するのではなからうか。それについては、後述する。

厳密な時期がいつであつたのかはともかく、信近が刈谷水野家に移つた結果、小河水野家では信元が新しい中心になった。信元の足跡を示す同時代の初出史料が

【史料十三】

善導寺 清水左京亮さしん下地之事

合八百五十文め……

……若何時清水左京亮前相違之儀候ハ、從此方之き

しんたるへく候、仍為後日一筆如件、

天文廿壹年^{壬午}三月八日

信元

善導寺へ⁽³⁰⁾

と天文二十一年(一五五二)になつてからのものであることは、以上のような経緯の傍証にならう。内容は小河の善導寺(東浦町)に対して配下の清水左京亮が寄進を行なつたことを安堵するものであり、信元が小河水野家を率いる立場にあつたことを示している。これ以降の信元は、史料一などのように、信長と協力関係にある尾三国境地帯の有力者として、軍事的にも重きをなして活動する。井口氏が「信元発給文書の初見が天文廿一年であるのは、決して偶然ではない」と指摘していたことは、確かに重要であつた。

四、天文二十年の信近と今川義元

刈谷水野家を嗣いだ信近は、そのあと史料十一のように東郷町周辺に軍勢を展開していた。この史料が禁制であることから、信近と水野勢が出兵してことがわかるのである。禁制は軍勢が進出した地域の寺社などが、掠奪や暴行などの被害を逃れるために、その軍勢の大將に発給を求

め、与えられるものであつた。⁽³²⁾この天文二十年(一五五二)五月、祐福寺は周辺地域に刈谷水野家の軍勢が展開したことを受けて、大將の信近に働きかけたことがわかる。これは地理的にみれば、尾三国境地帯での動きとはいつても、三河から尾張側への軍事進出ということになる。おそらく、今川勢の一員として、今川義元の指示を受けての活動ではなかつたらうか。そのようにいう時、筆者が念頭に置いているのは次の史料である。

【史料十四】

夏中可令進発候条、其以前尾州境取出之儀申付、人数差遣候、然者其表之事、弥馳走可為祝着候、尚朝比奈備中守可申候、恐々謹言、

四月十二日

義元

水野十郎左衛門尉殿⁽³³⁾

この史料はこれまで永祿三年(一五六〇)のものとして挙げられることが多かつた。⁽³⁴⁾しかし、ここまでの検討を踏まえれば、それはあり得ない年次比定なのである。なぜか。史料五・六・七で挙げたように、「水野十郎左衛門尉」に関わる史料は天文十三年(一五四四)にまよってあらわれている。それとあわせて四通目の「水野十郎左衛門尉」

関係史料がこの史料十四である。これを永禄三年のものとする、それだけが他から孤立した形になる。筆者としては、そこに違和感が残っていたのであるが、史料四・十一から「水野十郎左衛門尉」が信近であり、彼が天文二十年までに刈谷水野家の当主になって「藤九郎」と名乗っていたことが明確になると、史料十四の年次も永禄三年ではあり得ないことが判然とする。もし、史料十四が永禄三年のものであれば、信近のことは「水野藤九郎（あるいは和泉守となっていたか）」と書かれていたはずである。

すると、今川義元が尾張への進攻（これが可能になるのは天文十八年十一月の安城城奪取以降のはずである）について「水野十郎左衛門尉」に指示することができたのは、信近が刈谷水野家の当主となって「藤九郎」を名乗る（もしくはそのように名乗ったことを今川方が認識する）ようになる、遅くとも天文二十年までの間のごく僅かな期間であったことになる。

こうした義元による尾張進攻のための指示に依って信近と刈谷水野家が行なっていたのが、史料十一のような尾張側への軍事活動であったのではなからうか。内容的には、史料十一と史料十四は対応するものと見なしでも不自然ではないのである。そうすると、史料十四は史料十一と同じ天文二十年のものと比定することが、最も可能性の高い想

定になるのではなからうか。時間的にも四月の指示と五月の軍事活動ということ、きれいに対応するのである。

既に横山住雄氏は、史料十四を天文十九年のものと指摘していた⁽⁵⁾。具体的な根拠として挙げることは、信近と信元を同一人物とみることを前提としており、筆者としては従いがたい。しかし、同時期の今川義元の尾張進攻と絡めて史料十四を位置づけ、従来の永禄三年説と一線を劃した視点は鋭いものであったと思われる。

五、なぜ刈谷水野家の当主交替が起こったか

以上、筆者は「かくあった」ことを述べてきた。ここでは「なぜ、しかあらねばならなかったか」についても言及してみた。天文十三年段階では小河水野家の中心的な立場にあり、また織田信秀、斎藤道三、松平広忠など周辺の有力者たちからも重視されるような存在であった信近が、その小河を離れ、刈谷水野家に入ることとなったのは、なぜであったのか。

この検討の前提として重要であるのは、新行氏が明らかにしたように⁽⁶⁾、刈谷が一度、今川方の攻勢で陥落していたという事実である。

【史料十五】

今度山口左馬助（教継）別可馳走之由祝着候、雖然織備（織田備後守||信秀）懇望子細候之間、苅屋令赦免候、此上味方筋之無事、無異儀山左（山口左馬助）申調候様、兩人可令異見候、謹言、

十二月五日

義元（花押）

明眼寺

阿部与五左衛門殿（印）

【史料十六】

父左衛門佐（松井）宗信及度々抽軍忠之事

……

一、苅屋入城之砌、尾州衆出張、往覆通路取切之処、直馳入、其以後度々及一戦、同心・親類・被官随分之者数多討死粉骨之事、

……

右、度々忠節感悦也、然間苅屋在城之以後式万疋、近年万疋、彼三万疋、以藏入雖出置之、依今度之忠節、為彼三万疋之改替、遠州蒲東方同名内膳亮令扶助参拾貫文、其外相定引物引之、参百拾八貫文余藏入分令扶助訖、……弥守此旨可專戦功之状如件、

永禄三庚申年

十二月二日

松井八郎（宗恒）殿

氏真（花押（印））

まず史料十五について述べる。この史料は年次が不明である。「今度山口左馬助（教継）別可馳走之由」とあるから、鳴海城の山口左馬助が今川義元への「馳走」をしようとしている、すなわち織田方から今川方に寝返ろうとしていることが述べられているが、『信長公記』では「鳴海の城主山口左馬助・子息九郎二郎」について「織田備後守殿御目を懸けられ候処、御遷化候へば、程なく謀叛を企て、駿河衆を引入れ……」とする。（印）信秀の没後になって、織田家に見切りをつけたというのである。信秀は天文二十一年（一五五二）三月に没したというのが現在の通説であるから、これに従えば、史料十五も天文二十一年のものとなる。それで特に不都合があるとは筆者には思えない。そうすると、ここで「織備懇望子細候」といっているのは、既に信秀が没したあとのことになるから、「信秀がまだ存命中に和約を結んだ」との回想的な意味になるはずである。

義元が述べている刈谷への「赦免」が、そうした回想的な話柄であるならば、それは史料十五の天文二十一年から遡ったいつ頃のことであつたのか。

同時期の史料でそれを推測させてくれるのが、前掲の史

料十二であろう。天文十九年三月、刈谷水野家はわざわざ小河水野家の先代への供田の寄進を「水野藤九郎代」によって行なう。当主は不在なのである。守忠が病氣であつたためとの推測もあるが、筆者は今川方からの「赦免」を得るために、守忠が隠居か追放に追い込まれたためではなかつたかと推測している。

その場合、筆者が参考にしたのは、三河の青野松平氏の事例である。現在の岡崎市内の青野に拠点を設けていた松平の一族であるが、織田信秀の西三河進攻と今川義元の進出の狭間にあつて、当主の兄弟が両陣営に分かれ、どちらの陣営が勝利しても家が存続する道を選んだのである。その結果、織田方に与していた兄の松平甚二郎（兄が二郎、弟が太郎とされている。これは史料に書かれた通りである）が三河から離れ、尾張から関東に流浪することになった。⁽¹⁾今川勢に抗戦する立場をとつた守忠の立場は、この松平甚二郎と共通するものであろう。今川方との妥協が成立する（すなわち刈谷を「赦免」してもらう）ためには、そんな守忠が刈谷から退城することが必要になつたというのは、むしろ自然な話である。そのため、当主を失つた刈谷水野家は一族、特に惣領家である小河水野家から新当主を迎える必要が生じたわけであり、三月にはその準備のための供田寄進がなされていたのである。

すると、今川氏の刈谷攻めと「入城」、そのあとの「赦免」すなわち守忠の表舞台からの退場は天文十九年三月以前のことになる。おそらくは前年十一月の安城城奪取につづいて、年末から年初にかけて今川勢の攻勢が刈谷城に向かい、一、二ヶ月ほどの激戦を経て、現地での一時的な休戦が成立したのではなからうか。史料十六から見ると、刈谷周辺での織田勢の反撃も厳しく、今川方にも損害が多く出ていたようであるから、義元も安城城のような完全な制圧には固執しなかつたと思われる。

こうした理解を立てば、天文十九年以降の刈谷水野家は、まだ混乱状態であつたとしても、表立って今川方に敵対する立場ではなくなつていたことになる。すると、次の史料の年次比定にも影響が出てくるのではなからうか。

【史料十七】

……西尾之御事、大方御心得候哉、義昭□昭御造意不及□昭
□□、即時ニ御舎弟長三郎殿為人質緒河へ御越候而、
緒河・苅屋之□昭西尾城へ被入候、何御不足候哉、不
能分別候、……恐々□□昭、

十月廿三日

荒□□□□□昭

義元（花押）

最後の行は何文字が消えているのかも正確には分らない。内容は吉良氏の反今川活動についてのものであり、おそらく幡豆郡でその吉良氏に隣接する勢力の荒河氏に宛てたものと考えて間違いないであろう。年次は記されていないが、吉良氏が今川氏と対立し、その攻勢にさらされてきた時期のものと思われるから、天文十八年から弘治元年（二五五五）の頃のものか。注目されるのは、今川方に敵対した吉良氏が、小河の水野家に人質を送って援軍を求めていることである。そのため、小河と刈谷の両水野家から送られた援軍が吉良氏の西尾城に入ったという。問題は刈谷である。

前記のように、天文十九年以降では、小河はともかく刈谷の水野家がこうした動きをとることは難しくなっていたはずであろう。実際、史料一で触れた天文二十三年（二五五四）の村木砦の戦いでも、今川勢は小河を攻めるために現在の知立市内と考えられる鳴原（重原）から東浦町の村木へと進出している。このルートはほとんど刈谷城をかすめて尾張側に踏み込むものであろう。それが可能であったという事実が、当時の刈谷水野家の置かれていた立場を明確に示してくれる。刈谷が今川方に属していたからこそ、その近辺を通過して、今川勢は村木に進出することができたのである。逆にいえば、この時の刈谷水野家は小

河の水野信元を見殺しにしようとしていたのである。おそらく、一度は今川氏に屈して信近を刈谷へ送り込んだ小河水野家は、新当主となった信元の下で再び親織田の路線へと戻り、刈谷と小河は断交状態となったのではないか。いづれにせよ、天文十九年以降では、小河と刈谷の水野家が連繫して反今川活動に向かうことは困難となっていたと思われる。すると、この史料十七は天文十八年十月のものと比定するしかないのではないか。

すなわち安城城を中心にまだ織田勢が西三河に展開し、攻勢に出ようとする今川勢と対峙していたこの時点では、小河の水野信近と刈谷の水野守忠は連繫して西三河における反今川戦線に連なっていたのである。しかし、安城城の陥落と織田勢の後退によって、そうした水野氏の路線は崩壊し、少なくとも今川方の勢力圏に直接に接することになった刈谷では、当主の退場を余儀なくされる。これが天文十九年前半の水野氏の状況であろう。

六、水野信近と今川氏

ただ、以上のように考えると、小河の信近も、刈谷の守忠と同じく、反今川戦線の責任を問われる立場にあったはずである。今川勢の攻勢による刈谷水野家の危機に際して、

その立て直しのためには一族の大物が必要であったとしても、信近の刈谷入城をそもそも今川方が認めたかどうかは疑問であろう。

ここでもう一度確認していくと、史料十四での信近は「水野十郎左衛門尉」とされている。前記のように、これは天文二十年（一五五一）の史料と見なすことができる、筆者は考えている。従って、信近は天文二十年ははじめまでは小河に留まっていたことになる。史料十二から推測できるように、天文十九年三月までには守忠は刈谷水野家から身をひくことを余儀なくされていたと思われるから、そのあとの刈谷水野家は、一年ほど当主不在の状態であったと思われる。その間に信近はかつての松平人脈などを通して今川方と折衝し、今川方への服属を条件とした自らの刈谷入り認めさせていったのではなからうか。逆にいえば、一度は滅亡に瀕した刈谷水野家の立て直しと存続のためには、そこまでの手間をかけても、水野氏全体の支柱であった信近の登場が必要とされたのであろう。だからこそ信近も、天文二十年になって刈谷に入ることが可能になるとすぐに、史料十一のような今川方からの要求に応じた形での、尾三国境での軍事活動に踏み込んでいったと思われる。

ただ、それでも今川方から刈谷の水野信近に注がれる視線は厳しかった。ここで注意したいのは、信近の刈谷入り

の翌年のものと思われる史料十五において、義元が刈谷（の水野家）を「赦免」したという一方で、その動向についてはやや懐疑的な眼差しを向けていることである。鳴海の山口左馬助が今川方に寝返るといふ姿勢をみせた（その山口の意思を明眼寺が仲介していたのである）ことに対して、「しかし、刈谷を『赦免』したから」という理由で「山口は三河の今川の勢力圏と鳴海の連繋が問題なくできるように、さらに周辺の者たちへの調略を進めなければならぬぞ」とする。義元は、尾張内部に今川方の勢力を広げる上で「赦免」後の刈谷が問題なく味方として機能するように（平たくいえば裏切る）ことができないように、鳴海など尾張側からのさらなる態勢構築を求めているのである。

こうした今川方からの不信の目が、最終的に信近の運命を暗転させていく。永祿三年（一五六〇）五月、桶狭間で、の敗戦のあと、鳴海城から撤退する今川方の岡部元信によって、刈谷城が急襲され、信近は落命したのである。敗残の兵によって地域の大勢力である刈谷の城主が討ち取られるという展開には、今川方と信近それぞれの認識にズレがあったことが影響していたのではないか。以下のような信近の落命について語る史料にも、そうした様子が窺えるであろう。

【史料十八】

駿・遠両国内知行勝間田并桐山・内田・北矢部内、
被官給恩分等事

右、今度於尾州一戦之砌、大高・沓掛両城雖相捨、鳴
海城堅固^尔持詰段、甚以粉骨至也、雖然依無通用、得
下知城中人数無相違引取之条、忠功無比類、剩刈屋城
以籌策城主水野藤九郎其外随分者数多討取、城内悉放
火、粉骨所不準于他也、……守此旨弥可抽奉公状如件、

永禄^{庚申}年

六月八日

氏真(花押)

岡部五郎兵衛尉(元信)殿⁽¹⁴⁾

【史料十九】

岡部五郎兵衛カリヤノ城ヲウカ、ヒケルニ、城主水野
藤九郎油断イタシ、ヨキ侍一人モ近所ニ不置、少子細
有侍共ヲ城外ヘツカハシ置ケル時分ナレハ、岡部同心
伊賀衆ヲ以、浜ノ方ヨリ押寄、火ヲカケ責申候間、水
野藤九郎アハテフタメク所ヘ、忍ノモノ押入、ツキ倒、
首ヲトリ候ヘトモ、小勢ニテ城ヲ持ヘキ様ナク、……⁽¹⁵⁾

史料十九の『松平記』は史料としての書誌的な検証もな
お今後の課題となっている江戸時代初期の文献であり、そ

の記述を直ちに鵜呑みにすることはできないかもしれな
い。ただ、今川勢が撤兵する際の経路の一つとなり得る刈
谷の地にありながら、もしこの記述にあるように信近が「油
断」していたとすれば、それは彼自身の中に自ら今川方
の一員であるとの認識があったためではなからうか。その
「味方」から危害を加えられることを想定していなかった
のであろう。

一方、敗残の岡部からは、自分たち今川勢に苦汁を飲ま
せた織田方と通じる存在として、水野氏を敵対視する意識
があったわけであり、それはおそらく今川方にとって、刈
谷水野家が服属して以来ずっと抱かれてきた感覚であった
のではないか。史料十八を見ると、ともかくも味方であつ
たはずの刈谷水野家を討滅したことについて、今川氏真は
「粉骨所不準于他」と称えていたのであるから。

この相反する二つの認識が共に表出したため、信近の討
死という意外すぎる出来事が起こってしまったという想定
は、筆者にとって甚だ魅力的なものなのである。

そのあとは、周知のように小河の信元の下に刈谷の水野
家も吸収されていく。かくて、尾三国境地帯にまたがる強
大な水野信元の勢力圏が形成され、その状況を前提として
作られていった近世の水野氏系図には、さまざまな混乱と
矛盾が内包されていたのである。

むすび

はじめに述べたように、新行氏が近世の諸系図などの整理・検討を行ない、丹念な史料の博搜と分析によって、水野氏の内部に小河と刈谷の主要な二系統を見出したことは、現在までの水野氏研究の基礎となつてゐる。筆者の議論も、その枠組の中で多少飛び跳ねてみようとしたものに過ぎない。ただ、今日まで積み重ねられてきた研究に学びながら、いくつかの論点を提示することは出来たと思う。その是非は諸賢の批判に俟ちたい。

拙いまとめとしていえることは、天文年間以降の水野氏を見ていくとき、

〔小河〕

忠政↓(天文十二年より) 信近↓(天文二十年より) 信

元

〔刈谷〕

守忠(天文十九年まで)↓(天文二十年より) 信近↓(永
禄三年より) 信元

という両家の継承関係が、諸史料に最も整合的ではないかということである。そして、筆者の理解する限り、こうした水野氏の錯綜した系図は、西三河へと今川勢力が進出し、織田勢と衝突して尾三国境地域に進攻していくという

展開によって強引に作りだされたものであった。尾三国境地域の歴史にとつて、一五四〇年代から五〇年代にかけての今川と織田の衝突は誠に重い経験であつたこと、それがさまざまな歴史事象を生ぜしむる土壌となつていたことを、水野氏の歴史もまた、今日のわれわれに示しているのである。

【注】

(1) 刈谷市、一九九四年。なお、新行氏はそれより

以前に「重原荘と水野氏の一考察」(「かりや」九、一九八八年)でも「刈谷市史」で論じる内容の原型を示しており、注二の横山氏はこちらを参照して議論を進めている。

(2) 横山氏「信長の系譜」(教育出版文化協会、一九九三年)一二頁以降など。

(3) 井口氏「小川水野と刈谷水野の歴代の検討」(「郷土文化」五五—二二〇〇年)。なお、井口氏は考察の出発点として、近世の『尾陽雜記』卷之三に載せられた水野信元関係史料(『愛知県史 資料編十一 織豊一』(愛知県、二〇〇三年)三九三号史料。以下、愛織—三九三と略記する)の末尾に「此時縮川之取次元

- 茂方清水左京亮、刈屋之取次 信元方 斎藤助十郎信家也」とあることを挙げてはいるが、これは『尾陽雜記』編纂時の書き込みであり、扱いは慎重が必要である。愛織―三九三として採録する際にも、こうしたあとからの書き込みは削除して、文書の部分だけを掲載している。
- (4) 水野氏「戦国・織豊期の西三河と水野氏」(「かりや」三九、二〇一八年)。
- (5) 『信長公記』首巻より。『愛知県史 資料編一四 中世・織豊』(愛知県、二〇一四年)一号史料(以下、愛―と略記する)。
- (6) 前掲『刈谷市史』二七頁以降(新行氏執筆部分)。
- (7) 永禄七年の水野信元・元茂連署状(前掲愛織―三九三)など。
- (8) 愛織―一。
- (9) ここでは『新編知立市史三 資料編 古代・中世』(知立市、二〇一五年)三四五号史料として引用されている部分を参照した。
- (10) 井口氏前掲「小川水野と刈谷水野の歴代の検討」。
- (11) 前掲『愛知県史 資料編一四 中世・織豊』の解題など参照(七頁)。
- (12) 愛織―三。
- (13) 井口氏前掲「小川水野と刈谷水野の歴代の検討」。
- (14) 前掲『刈谷市史』六九頁の附表参照(新行氏執筆部分)。
- (15) 『尾陽雜記』(愛知県教育会、一九三二年)四〇〇、四〇一頁。
- (16) 前掲『尾陽雜記』の解題に「著者は世に水野守俊であると伝へられて居るけれども、さうではないといふ意見もある。」と記されている。
- (17) 「斎藤利政書状写」(『愛知県史 資料編一〇 中世三』(愛知県、二〇〇九年)一五二四号史料。以下、愛中―一五二四と略記する)。
- (18) 「長井秀元書状写」(愛中―一五二五)。
- (19) 「織田信秀書状写」(愛中―一五三七)。
- (20) 愛中―一五三五。
- (21) 愛中―一五二七。
- (22) 前掲『刈谷市史』六五頁以降(新行氏執筆部分)。
- (23) 前掲『刈谷市史』七〇頁以降(新行氏執筆部分)。
- (24) 「水野守忠寄進状」(愛中―一五五〇)。
- (25) 愛中―九二八。
- (26) 「水野近守寄進状」(愛中―九九八)。
- (27) 「水野清近禁制写」(愛中―一七八五)。
- (28) 「牛田守次寄進状写」(愛中―一七二九)。

- (29) 前掲『刈谷市史』四三頁(新行氏執筆部分)。
- (30) 「水野信元朱印状写」(愛中―一八二五)。
- (31) 井口氏前掲「小川水野と刈谷水野の歴代の検討」。
- (32) 峰岸純夫氏「戦国時代の制札」(『史学論集(駒沢大学)』二三、一九九三年。のち同氏「中世 災害・戦乱の社会史」(吉川弘文館、二〇〇一年)に収載)。
- (33) 「今川義元書状写」(愛織―七)。
- (34) 実際、『愛知県史』などもそうした形で採録している。前注参照。ただし、この史料については近年『戦国遺文 今川氏編 第二卷』(東京堂出版、二〇一一年)が三三五一号史料として採録するに当たり、文中の「朝比奈備中守」を泰能とするならば、その泰能は弘治三年(一五五七)に没しているとして、年未詳の扱いとしている。そののち朝比奈氏で備中守の名乗りを受け継ぐ者がいなかったのかどうかは確認できないが、従来の理解について再考が求められる情報であったことは確かであろう。水野氏前掲「戦国・織豊期の西三河と水野氏」もこの情報を重視している。
- (35) 横山氏前掲『信長の系譜』一八八頁以降。
- (36) 前掲『刈谷市史』七六頁以降(新行氏執筆部分)。
- (37) 「今川義元書状」(愛中―一八〇九)。
- (38) 「今川氏真判物写」(愛織―一五〇)。
- (39) 愛織―一。
- (40) 前掲『刈谷市史』四三頁(新行氏執筆部分)。
- (41) 愛中―一八一〇・一八一二・一八二二・一八三九・二〇二八など。
- (42) 「今川義元書状」(愛―補一九八)。
- (43) 『愛知県史』は弘治元年に比定している。前注参照。
- (44) 「今川氏真判物」(愛織―一四)。
- (45) 愛―三。
- (46) 注十一参照。